

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 警察庁長官）

準備書面（4）

令和2年1月28日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

志 水 崇 通 

志 村 直 之 

渡 邊 準 一 

横 井 健 志 

鈴 木 理 

渡 邊 圭 

第1	警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号所定のおそれがあると判断したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないこと	4
1	我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に対する情勢及びその対策状況等に関する原告の主張は理由がないこと	4
	(1) 原告の主張	4
	(2) 被告の主張	4
2	モザイク・アプローチに関する原告の主張は理由がないこと	6
	(1) 原告の主張	6
	(2) 被告の反論	6
3	小括	8
第2	本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性に関する原告の主張は理由がないこと	9
1	本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について	9
	(1) 「名称」欄	9
	ア 原告の主張	9
	イ 被告の反論	9
	(2) 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄	10
	ア 原告の主張	10
	イ 被告の反論	10
	(3) 「利用の目的」欄	10
	ア 原告の主張	10
	イ 被告の反論	11
	(4) 「記録される項目」欄	11
	ア 原告の主張	11

イ	被告の反論	11
(5)	「本人として記録される個人の範囲」欄	11
ア	原告の主張	11
イ	被告の反論	11
(6)	「記録される個人情報の収集方法」欄	12
ア	原告の主張	12
イ	被告の反論	12
(7)	「記録される個人情報の経常的提供先」欄	12
ア	原告の主張	12
イ	被告の反論	12
(8)	「保有開始の年月日」欄	13
ア	原告の主張	13
イ	被告の反論	13
(9)	「保存場所」欄	13
ア	原告の主張	13
イ	被告の反論	14
(10)	「備考」欄	14
ア	原告の主張	14
イ	被告の反論	14
第3	訴外三宅俊司氏による情報公開請求及び同請求に対する開示・不開示決定	
	に関する原告の主張は理由がないこと	14
1	原告の主張	14
2	被告の反論	14
第4	結語	16

被告は、本準備書面において、原告の2019年（令和元年）11月6日付け第4準備書面（以下「原告第4準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

第1 警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号所定のおそれがあると判断したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないこと

1 我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に対する情勢及びその対策状況等に関する原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、情報公開法5条3号及び4号所定のおそれに関する、我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に対する情勢及びその対策状況等について、「被告の主張によっても、犯罪組織等が情報公開制度を活用して犯行を企図・計画したという事案があったことはなく、本件不開示処分の正当性を基礎づける根拠とはならない」と主張する（原告第4準備書面第1の2(2)・3及び4ページ）。

(2) 被告の主張

しかしながら、これまで繰り返し述べてきたとおり、答弁書第6及び第7（18ないし27ページ）で述べた情報公開法5条3号又は同条4号所定のおそれに係る判断枠組みの下では、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている情報の性質及び内容から、情報公開法5条3号及び4号所定の「おそれ」があり、被告準備書面(2)第4の3(2)イ（26ないし28ページ）及び被告の令和元年9月3日付け準備書面(3)（以下「被告準備書面(3)」という。）第1の3（25ないし27ページ）で述べた我が国及び警察の警備情

勢、情報攻撃に対する情勢及びその対策状況等をも踏まえれば、なお一層各号所定の「おそれ」があることは明らかであって、原告が主張するような事案が現実には発生していたかどうかは、このような「おそれ」の有無を左右する事情たり得ない。したがって、原告の前記主張は、そもそも、被告の主張に対する有意な反論となっていない。

また、被告準備書面(3)第1の3(3)(26及び27ページ)で述べたとおり、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、複数年にわたって様々な警察に関連する各種の情報を継続的に収集、蓄積している実態は現にある。しかも、これまでの情報公開請求の一例を垣間見ても、例えば、警察庁長官に対し、「特定団体及び個人に対する視察結果報告書等」(乙第21号証)、「被疑者一覧表」,「特定団体非公然アジトの概要と押収品の分析結果」(乙第22号証)、「特定諜報員が警察庁に対して提出した特定個人に対して公安活動を実施する旨報告した文書」,「特定諜報員が書く公安活動の継続理由が記載されている文書」(乙第23号証)、「特定個人について警察が入手した疑わしい取引の届出に係る文書」(乙第24号証)、「本人に係る公安警察による捜査・調査・処置・実験に対する報告書及び日誌」(乙第25号証)等の開示請求が行われている実態もあるのであって、また、現に、警察庁長官に対し、本件開示請求と同様の内容で、警察庁が保有する国の安全や犯罪捜査に関する個人情報ファイルに係る全ての保有個人情報管理簿の開示を求める網羅的な開示請求も行われているのであって(なお、同請求に対しては、本件決定と同様の決定をしている。), 国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が保有する情報を入手し、これを踏まえた上で、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずる手段として、情報公開請求制度を利用する可能性は十分にあり得るといえる。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

2 モザイク・アプローチに関する原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、情報公開法5条3号及び4号所定のおそれに関し、被告の「開示請求時点における治安情勢や国際情勢等に加え、上記反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が保有する情報といった『他の情報』との照合の点（括弧内省略）も併せ鑑みれば、上記のおそれがより一層否定できないことは明らかである」（被告準備書面(3)第1の1(2)・8及び9ページ）との主張に対し、「モザイク・アプローチは、わが国の情報公開法の解釈論としては5条1号の個人識別性の判断手法として論じられているものであり、他の不開示事由に該当する理論ではない」、「仮に、3号等の『おそれ』の判断をするにあたって、当該文書に記録された情報だけでなく、他の情報と照合して判断する場合があるとしても、想定する『他の情報』には自ずから限度がある。あらゆる他の情報の入手を想定し、特殊な立場の者が特殊な事情から入手可能な情報を想定するというのでは、『他の情報』は無限に広がり、結論において妥当性を欠く」と主張する（原告第4準備書面第1の2(3)・4及び5ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、「他の情報」との照合（モザイク・アプローチ）は、情報公開法5条1号に限らず、同条各号の不開示情報との関係でも問題となるものであり、同条1号に限定されんとする原告の前記主張は理由がない。この点については、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説 [第8版]」も、「個人に関する情報に限らず、すべての不開示情報との関係で問題になる」、「モザイク・アプローチは、すべての不開示情報との関係で必要になるが、最高裁は、個人に関する情報以外の不開示情報について、特定人基準により、モザイク・アプローチを行っている」と解説している（同逐条解説75及び77ページ）。

また、「他の情報」は、一般人が知りうる情報のみに限られず、特定の者が知りうる情報も含まれるものであり、特定の者は含まれないとする原告の前記主張も理由がない。前掲逐条解説も、上記記載に加え、「国の安全等に関する情報についても、最判平成30・1・19判時2377号4頁は、一般人ではなく、きわめて特殊な情報を保有していたり、特殊な情報解析能力を有する者による開示請求がなされた場合も念頭に置いている。行政機関情報公開法に基づく開示請求権は何人にも与えられているから、判決で明示されているわけではないが、外国の諜報機関の職員による開示請求も想定しているものと思われる」、「公共の安全等に関する情報についても、…最判平成19・5・29判時1979号52頁（引用者注：被告準備書面(3)第1の1(2)（8ページ）で引用した裁判例）は、…『内情等を捜査機関に提供し得る立場にある者に関する知識や犯罪捜査等に関して知り得る情報等』という特殊な立場にある者のみが有する情報と照合することにより、本件領収書の作成者を特定される可能性を肯定し、不開示情報を認めているのである。この判示は、直接的には、公共の安全に関する情報についてのモザイク・アプローチに関するものであるが、…いわゆる一般人基準では不開示情報の保護に不十分な場合があると考えていると思われる」（同逐条解説77及び78ページ）と解説している。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

なお、本件決定において不開示とした各記載欄の一部でも公にした場合には、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、原告が行った開示請求と同様の個別具体的な保有個人情報管理簿の開示請求を行うことにより、それによって開示された文書と一部公となった保有個人情報管理簿との照合を行い、これらの照合を繰り返すことにより、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する各所属が保有する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の増減及び内容まで明らかになってしまうの

であって、本件開示請求に対する開示・不開示の判断は、そのような照合作業（モザイク・アプローチ）が可能とならないように十分な検討を重ねた上で本件決定をしたものであることは、被告準備書面(1)第4の3(3)（27ないし32ページ）等で繰り返し述べてきたところである。

また、前記1(2)で述べたとおり、現に、警察庁長官に対し、本件開示請求と同様の内容で、警察庁が保有する国の安全や犯罪捜査に関する個人情報ファイルに係る全ての保有個人情報管理簿の開示を求める網羅的な開示請求が行われているのであって（なお、同請求に対しては、本件決定と同様の決定をしている。）、上記で述べた開示請求や照合の繰り返しが行われる可能性がないとはいえない。

3 小括

以上のとおりであって、原告の主張を踏まえてみても、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号所定のおそれがあると判断したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くなどといえないことは明らかであり、本件不開示処分は適法である。

なお、答弁書第8（27ないし29ページ）でも述べたとおり、本件不開示部分の情報が記録されている本件文書（保有個人情報管理簿）は、個人情報保護法10条2項1号（「国の安全、外交上の秘密その他国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」）、同項2号（「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」）に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外ともされている。個人情報保護法は、10条2項1号及び2号において、これらに該当する文書は極めて秘匿性の高く、その存在自体及びその内容について知り得る関係者をできるだけ少なくする必要があるとの観点から、総務大臣への事前通知の適用除外とし、さらに、11条2項柱書きにおいて、上記各号に該当する文書については、秘匿保護の要請の観点から、さらに、作成

及び公表自体についても適用除外としている。本件文書の不開示部分に記録されている情報は、まさに、個人情報保護法の観点に照らしても、格別の保秘の必要性が高い情報なのであって、かかる情報を情報公開法5条3号又は4号に該当するものとして不開示とした警察庁長官の判断は、この点からも正当というべきである。

第2 本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性に関する原告の主張は理由がないこと

1 本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について

(1) 「名称」欄

ア 原告の主張

原告は、被告の主張するおそれは抽象的なものにすぎず、また、「名称」欄の情報を公にしても、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報及び「保有開始年月日」欄の情報がつながるものではないと主張する（原告第4準備書面第2の1・6及び7ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、「名称」欄には、警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されていることや、同欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、「名称」欄には、どの所属・係が、当該保有個人情報管理簿に係る個人情報ファイルを保有・管理しているかが容易に推測できる情報等が記載されているものがあり、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も明らかとなることなどは、被告準備書面(3)第1の2(1)（9ないし11ページ）で、可能な限り具体的に述べたとおりであり、原告の前記主張は理由がない。

(2) 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄

ア 原告の主張

原告は、被告の主張するおそれは抽象的なものにすぎない、また、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものがあると主張する（原告第4準備書面第2の2・7ないし10ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄には、特定の局、部、係の名称が記載されており、特定の係の所掌事務、業務内容が推測できる名称が付されていることや、同欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があることなどは、被告準備書面(3)第1の2(2)(11及び12ページ)で、可能な限り具体的に述べたとおりである。

また、本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる国の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えているとはいえないことは、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)で述べたとおりであるし、本件文書の各項目の各記載欄を一部でも公にした場合の支障についても、答弁書第9の5(2)(34ページ)及び被告準備書面(2)第4の2(2)ア(20ないし22ページ)で述べたとおりである。

したがって、原告の前記主張は理由がない。

(3) 「利用の目的」欄

ア 原告の主張

原告は、被告の主張するおそれは抽象的なものにすぎず、また、「利用の目的」欄の情報を公にしても、「名称」欄の情報及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報が容易に推測されるか疑問である、また、

別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものと主張する
(原告第4準備書面第2の3・10ないし12ページ)。

イ 被告の反論

しかしながら、「利用の目的」欄には、警察が個人情報をどのような目的・理由で収集しているかが記載されていること、同欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があること、また、特定事件等の犯罪捜査における情報の利用方法、分析方法等のほか、特定の個人情報について警察がどのような目的・理由で収集・管理しているかなど、公にすることができない内容が記載されているものがあり、「名称」欄の情報及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も容易に推測できることは、被告準備書面(3)第1の2(3)(12ないし14ページ)で、可能な限り述べたとおりであり、原告の前記主張は理由がない。

また、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

(4) 「記録される項目」欄

ア 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものと主張する(原告第4準備書面第2の4・12及び13ページ)

イ 被告の反論

しかしながら、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

(5) 「本人として記録される個人の範囲」欄

ア 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものと主張する(原告第4準備書面第2の5・13及び14ページ)。

イ 被告の反論

しかしながら、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

(6) 「記録される個人情報の収集方法」欄

ア 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものがあると主張する（原告第4準備書面第2の6・15及び16ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

なお、原告は、「都道府県警察が連携していることは公知の事実であり、捜査機関である都道府県警察が報復措置を恐れて情報提供を萎縮することではなく、捜査上の支障は生じない」として、被告の主張するおそれはないとも主張する（原告第4準備書面第2の6(2)・15ページ）。

しかしながら、被告準備書面(3)第1の2(6)（17及び18ページ）で述べたとおり、被告は、警察間の連携のみを主張しているわけではなく、警察と情報提供先との協力関係及び信頼関係が損なわれて、今後の警察の情報収集活動、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれなどがあることをも主張しているのであるから、原告の上記主張は理由がない。

(7) 「記録される個人情報の経常的提供先」欄

ア 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものがあると主張する（原告第4準備書面第2の7・16ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

なお、原告は、「都道府県警察が連携していることは公知の事実であり、

また捜査機関である都道府県警察が報復措置をおそれて情報提供を委縮することはなく、捜査上の支障は生じない」として、被告の主張するおそれはないとも主張する（原告第4準備書面第2の7・16ページ）。

しかしながら、被告準備書面(3)第1の2(7)(19及び20ページ)で述べたとおり、被告は、警察と情報提供先との協力関係及び信頼関係が損なわれるおそれがあることなどを主張しているのであるから、原告の上記主張は理由がない。

(8) 「保有開始の年月日」欄

ア 原告の主張

原告は、「保有開始の年月日」のみが開示されても、被告の主張するおそれは生じないと主張する（原告第4準備書面第2の8・17及び18ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、「保有開始の年月日」欄には、当該保有個人情報管理簿により管理されている個人情報ファイルを、いつから保有することとしたか、その年月日等が記載されていることや、特定の時代に発生した顕著な特定の事件、犯罪、対象者等が存するため、他の情報と照合することにより、保有個人情報管理簿の内容が推認されること、同欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があることは、被告準備書面(3)第1の2(8)(20ないし22ページ)で、可能な限り具体的に述べたとおりであり、原告の前記主張は理由がない。

(9) 「保存場所」欄

ア 原告の主張

原告は、警察の特定の部署が何らかの個人情報を収集していることは当然想定されることであるから、「保存場所」欄の情報を公にしても、被告の主張するおそれはない、また、同欄の情報と「名称」欄の情報及び「利用

に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報がつながるものではないと主張する（原告第4準備書面第2の9・18及び19ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、「保存場所」欄には、保有個人情報管理簿の種類、性質に応じて、一般に公にされていない秘匿されている場所、あるいは特定の所属等が記載されていることや、同欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があること、また、「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も容易に推測できることなどは、被告準備書面(3)第1の2(9)(22及び23ページ)で、可能な限り具体的に述べたとおりであり、原告の前記主張は理由がない。

(10) 「備考」欄

ア 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われているものがあると主張する（原告第4準備書面第2の10・19及び20ページ）。

イ 被告の反論

しかしながら、別件開示決定の判断に関する原告の主張に理由がないことは、前記(2)イで述べたとおりである。

第3 訴外三宅俊司氏による情報公開請求及び同請求に対する開示・不開示決定に関する原告の主張は理由がないこと

1 原告の主張

原告は、別件開示請求に対する別件開示決定に加え、訴外三宅俊司氏による情報公開請求及び同請求に対する開示・不開示決定において、一部開示されたものがあることをもって、本件決定も違法であると主張するようである（原告第4準備書面第3・21ないし27ページ）。

2 被告の反論

しかしながら、訴外三宅俊司氏に係る開示請求については、警察庁が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の全ての開示を求めるものではなく、飽くまでも警察白書等で公にしている一部の警察業務に限定されたものである。

そのため、同開示請求については、別件開示請求と同様、開示請求時点で警察庁が保有する保有個人情報管理簿の中から対象となる保有個人情報管理簿を特定した上で、本件開示請求とは異なり、内容の一部を公にしたとしても、その他の保有個人情報管理簿に係る記述部分の増減・存否等の傾向を経時的ないし経年的に把握することが可能となるものではなく、仮に本件文書と照合した場合であっても、警察庁が国の安全等や犯罪捜査等のために、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどが、開示決定時点及び将来的に同様の開示請求が繰り返しなされた場合であっても特定されるおそれがないと認められたことから、各項目の各記載欄の一部を不開示として決定をしたものである（なお、対象文書が存在しないため、不開示決定したものもある。）。

このように、個人情報を保有していること自体さえ一切公にしていないものを含め、全ての保有個人情報管理簿が対象とされている本件開示請求と、既に公となっている一部の警察業務に限定された、一部の保有個人情報管理簿が対象とされている訴外三宅俊司氏に係る開示請求とでは、その中の一部に同一の保有個人情報管理簿が含まれているとしても、公にされることによる影響は全く異なるものである。

したがって、訴外三宅俊司氏に係る一部開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えているとはいえ、このことは、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)及び被告準備書面(2)第4の2(2)ア(20ないし22ページ)等でも述べたとおりである。

第4 結語

以上のとおり，本件決定は適法であり，原告の請求に理由がないことは明らかであるから，原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上

略 語 表

平成30年(行ウ)第126号
 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
 原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略 語	語 彙	書 面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務, 身元確認照会業務, 指掌紋業務, 及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について, 一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25
原告求釈明申立書	原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書	求釈明に対する回答書	1
原告第2準備書面	原告の2019年(平成31年)2月1日付け第2準備書面	準備書面(2)	4
被告準備書面(1)	被告の平成30年10月9日付け準備書面(1)	準備書面(2)	4
原告第3準備書面	原告の2019年(令和元年)5月31日付け第3準備書面	準備書面(3)	5
被告準備書面(2)	被告の平成31年4月1日付け準備書面(2)	準備書面(3)	8
原告第4準備書面	原告の2019年(令和元年)11月6日付け第4準備書面	準備書面(4)	4
被告準備書面(3)	被告の令和元年9月3日付け準備書面(3)	準備書面(4)	4